

## 7 要介護認定事務の見直し

### 【改正の趣旨】

- 居宅介護支援事業者等による認定申請の代行や認定調査が、利用者の意思に反した過度の掘り起こしを惹起しているとの指摘等を踏まえ、公平・公正の観点から、要介護認定事務の見直しを行う。

### 【改正の内容】

#### I. 申請代行の見直し

- 利用者の利便性にも配慮しつつ、サービス事業者等の代行の在り方を見直す。

	現 行	改 正 後
新 規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人</li> <li>・ 成年後見人</li> <li>・ 家族、親族等</li> <li>・ 民生委員、介護相談員等</li> <li>・ 居宅介護支援事業者</li> <li>・ 介護保険施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人</li> <li>・ 成年後見人</li> <li>・ 家族、親族等</li> <li>・ 民生委員、介護相談員等</li> <li>・ <u>地域包括支援センター</u></li> <li>・ <u>居宅介護支援事業者、介護保険施設のうち省令で定めるもの</u></li> </ul>
更 新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人</li> <li>・ 成年後見人</li> <li>・ 家族、親族等</li> <li>・ 民生委員、介護相談員等</li> <li>・ 居宅介護支援事業者</li> <li>・ 介護保険施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人</li> <li>・ 成年後見人</li> <li>・ 家族、親族等</li> <li>・ 民生委員、介護相談員等</li> <li>・ <u>地域包括支援センター</u></li> <li>・ <u>居宅介護支援事業者、介護保険施設のうち省令で定めるもの</u></li> </ul>

#### II. 認定調査の見直し

- 認定調査の公平・公正の観点から、新規認定については市町村実施の原則を徹底する。

	現 行	改 正 後
新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村</li> <li>・ 居宅介護支援事業者</li> <li>・ 介護保険施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村が行う。</u></li> </ul> <p>※市町村における体制等を踏まえ経過措置を置く</p>
更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村</li> <li>・ 居宅介護支援事業者</li> <li>・ 介護保険施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村</li> <li>・ <u>居宅介護支援事業者、介護保険施設のうち省令で定めるもの</u></li> </ul>

## 8 保険者機能の強化等

### 【改正の趣旨】

- 保険者機能強化の観点から、市町村のサービス事業者に対する権限等の見直しを行うとともに、市町村等の事務負担の軽減と効率化を図る観点から、行政事務の外部委託について、守秘義務規定等の整備を行う。

### 【改正の内容】

#### I. 保険者による給付等のチェックの強化

- ①事業者への立入権限等の付与
- ②指定取消要件に該当した事業者の都道府県への通知

#### II. サービス面への関与

- ①地域密着型サービスに対する指定・指導監督等
- ②都道府県の事業者指定に当たっての意見提出  
都道府県は、介護保険施設等の指定等を行う際に市町村長の意見を求めるものとする。

#### III. 地方自治体の行政事務の外部委託に関する規定の整備

##### 〈市町村〉

- ・ 市町村が行う介護保険業務の一部について、公正・中立性を確保しつつ、外部委託できるよう規定整備を行うことについて市町村から強い要望があり、これを踏まえて行うもの。
- ・ 具体的には、介護保険業務に精通し、公正な立場で事業実施できる公益的法人（「市町村事務受託法人」と呼称）に認定調査などの業務を委託できるよう、当該法人の役職員の守秘義務等の規定を整備する。

##### 〈都道府県〉

- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に関する事務  
介護支援専門員の試験や研修を受託する機関（現在は、政令で「指定試験実施機関」「指定研修実施機関」と規定）の役職員の守秘義務等の規定を整備する。  
（例）大阪府：  
指定試験機関：大阪府地域福祉推進財団  
指定研修機関：大阪府社会福祉協議会、大阪府医師会、大阪府看護協会等
- ・ 介護サービス情報の調査・公表に関する事務  
介護サービス情報の公表の義務付けに伴い、情報調査や公表事務を受託する法人（※）について役職員の守秘義務等の規定を整備する。（「指定調査機関」「指定情報センター」と呼称）。  
※現在、都道府県の委託を受けて第三者評価の取組を行っている法人などを想定。  
（例）東京都：（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団